

市民環境常任委員会、教育福祉常任委員会連合審査会会議記録（概要）

平成23年 6月17日（金）

開 会 午後1時10分

久保田委員欠席

末吉委員長

市民環境常任委員長、教育福祉常任委員長間の協議により、連合審査会は、市民環境常任委員長が委員長の職務を行ないますのでよろしくお願ひします。それでは、教育福祉常任委員長よりあいさつをお願ひします。

（教育福祉常任委員長あいさつ）

席次の決定 別紙のとおり決定した。

【議 事】

請願第4号 所沢の子ども達が安心して暮らせるように放射性物質の線量低減対策を求める請願

署名が1,595名追加された旨報告された。

末吉委員長

お諮りいたします。請願第4号については、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、参考人として請願提出者の出席を求め、意見を伺いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

岡田委員

委員からの動議があって議論するべきだと思うが、なぜこのような進め方になったのか伺いたい。また、参考人を招致することについては協議していただきたいが、執行部の方もいらっしゃるの、質疑はしたいと思う。

末吉委員長 参考人の出席を求めることについては、委員長または委員のどちらからでも可能だと思ったので、私の判断で発議した。

赤川委員 放射能については最近注目されている案件なので、ぜひ質疑に入る前に、請願提出者に参考人として議事録に残る発言をしていただいた中で、質疑に入ったほうがよいと思う。請願提出者を参考人としてお招きすることを提案する。

脇委員 請願の中身を見ないうちから参考人の話になったことに驚いた。請願者に話を伺うことは必要であるが、専門的なことを質疑したいという委員もいるかもしれないので、丁寧に決めたらよいと思う。

平井委員 参考人は請願提出者だけではなく、複数人が来ていただいてもよいかと思う。

末吉委員長 参考人として招致をするかどうかを決定してからその議論を進めたい。

岡田委員 質疑をしてから必要に応じて参考人を招致するかどうかを決めていただきたい。

村上委員 まず請願第4号でどうするかを議論して請願第5号に移るのか、請願第4号で参考人を呼ぶか呼ばないかの質疑をしているのか。放射線量の基本的なことをきちんと議論していきたいという委員もいると思うので、全体的な質疑をやった上で、個々にどうするかということの進め方

もよいと思う。

荒川委員

一括審査にして行なえばよいと思う。

岡田委員

採決は市民環境常任委員会で行なうということでよいのか。

末吉委員長

そのとおりである。請願第4号、請願第5号については一括審査を行なうという進め方でよろしいか。

脇委員

請願第4号の趣旨は線量の測定で、請願第5号の趣旨は安全な給食の提供に特定されているので、そういった視点から一括審査になじむのかわからない。別々に審査する方がよいのではないか。

平井委員

初めに請願第4号を審査し、次に請願第5号を審査するということがよいのか。

村上委員

審査は別々に行なったほうがわかりやすいと思うが、参考人を招致するかどうかについては一括で決めて、審査は個別にしっかりと行なうということではないか。

秋田委員

連合審査会に当たって、両正副委員長でどういう進め方をしようとしていたのか。

末吉委員長

議会基本条例制定以降の流れの中で、請願者の方を参考人として招致して審査を進めた方がよいのではないかという打合せを事前にした。特に一括という話はしていないので、参考人を招致するかを一括で議論す

るかどうかは、連合審査会の中で決定してよいと思う。参考人の招致を一括で議論し、質疑については一括審査は行なわないということによるしいか。

岡田委員 質疑を行ってから参考人の招致を決めるのではなく、参考人の招致を決めてから質疑するのか。

末吉委員長 今の流れでいくと、まず請願を出した目的などを伺うために、請願提出者を参考人として呼び出すかを決定してから審査に入っていきたいと思う。

岡田委員 質疑をしてから参考人の招致について判断したい。

荒川委員 両正副委員長が話し合っ参考人を呼ぼうということになったが、それに異議を挟むのであれば、また時間がかかる。せっかくの正副委員長の提案なので、参考人を呼ぶことは受け止めていきたいと思う。

松本副委員長 岡田委員が言っているのは、参考人を呼ばないということではなく、質疑をした後に参考人を呼ぶということで、参考人に反対しているわけではない。

赤川委員 質疑してからでもよいのではないか。

小林委員 質疑した結果、参考人を呼ばなくてもよいということにもなるのか。

末吉委員長 そのとおりである。参考人を呼ぶことを決定してから質疑を行なうの

か、そのことを決めるために質疑を行なうのか、その意見を伺いたい。

岡田委員

反対ではないが、参考人の必要性もまだわからないということである。

荒川委員

参考人を呼ぶ場合と呼ばない場合の違いは、呼ばない場合は休憩中に話を聞くということである。赤川委員の提案は、参考人として招致して会議録に残そうということである。

島田委員

会議録に残った方がよいので、参考人の招致をしたほうがよいと思う。

村上委員

参考人の招致を決める前に質疑をする場合、どのような質疑になるか、それぞれの思いは違うので、論点がぼやけてくる可能性がある。質疑をした上で参考人を呼ぶかどうかという話になると、実質的な請願の審査の中身まで入ってくる可能性があるので、初めに参考人の招致について決めた上で次に進む方が、論点整理という意味でしっくりくると考える。

末吉委員長

本日は、参考人の招致についての可否を決定するというところでよろしいか。

(委員了承)

請願第4号 所沢の子ども達が安心して暮らせるように放射性物質の線量低減対策を求める請願

請願第5号 放射能汚染による内部被曝から子ども達を守るために

安全な給食の提供を求める請願

末吉委員長

請願第4号「所沢の子ども達が安心して暮らせるように放射性物質の線量低減対策を求める請願」及び請願第5号「放射能汚染による内部被曝から子ども達を守るために安全な給食の提供を求める請願」については、一括審査とすることによいか。

(委員了承)

請願第5号の署名が1,522名追加された旨報告された。

末吉委員長

請願第4号の請願者である高橋万帆さん及び請願第5号の請願者である浅田留美子さんを参考人として出席を求め、意見を伺うこととし、参考人の出席を求める日時については、常任委員会審査(予備日)とすることによろしいか。

(委員了承)

末吉委員長

連合審査会は本日と6月29日(水)の常任委員会審査(予備日)の2日間とし、次回は6月29日(水)午前9時より開催いたします。

散 会(午後1時43分)